

はじめに

我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。このような状況のもと、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され自殺予防対策は大きく前進しました。それまで



「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の推移は年々減少傾向にあるなど着実に成果を上げています。しかし、それでも自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっており、決して楽観できる状態ではありません。

新型コロナウイルスの感染拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、女性や若者の自殺が増加するなど孤立・孤独の問題が一層顕在化しています。

平成28年に自殺対策基本法が改正され、同法第13条において、市の責務として自殺対策計画を定めることが示されました。また、平成29年に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」において、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす」ことを掲げています。

自殺対策の本質は「生きる支援」にあります。本計画では、本市の「生きる支援」に関連する事業を総動員し、最大限生かすことで全庁的な取組として自殺対策を進めるとともに、様々な分野の団体等と連携し、市民の皆様が生きがいを持ち、地域で安心して暮らすことができる「誰も自殺に追い込まれることのないまち」の実現を目指します。

市民の皆様には、自殺を身近な問題として捉え、一人ひとりの命を守る自殺予防の支え手として取り組んでいただきますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、貴重なご意見をいただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

令和4年3月

うるま市長 中村正人